第十二条第二項	から第九号までに掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定める者
第十二条第三項	次に掲げる者	次に掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定める者
に掲げる者（常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しない日又は休暇をとることとされた日を含む。）を除く。）、同項第八号に掲げる者又は同項第九号に掲げる者	から第九号までに掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定める者

第四十五条の見出し中「報酬等」を「取扱い」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「次項」の下に「及び第四項」を加え、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

法第百二十五条に規定する組合に使用される者であつて職員に準ずるものとして政令で定めるものは、法第二条第一項第一号並びにこの政令第二条第一項及び第二項の規定に準じて組合の運営規則で定める者とする。

第四十五条に次の一項を加える。

4　組合職員について法の規定を適用する場合における第十二条第二項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条第二項	に掲げる者（常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しない日又は休暇をとることとされた日を含む。）を除く。）、同項第八号に掲げる者又は同項第九号に掲げる者	から第九号までに掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定める者
第十二条第三項	次に掲げる者	次に掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定める者

第四十五条の二第三項中「第二十一条の二第七項及び」を「第十二条第二項及び第三項、第二十一条の二第七項並びに」に、「同項中「各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）」とあるのは「連合会の理事長」と、同条中「国、行政執行法人」とあるのは「連合会」を「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」に改め、同項に次の表を加える。

第十二条第二項	に掲げる者（常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しない日又は休暇をとることとされた日を含む。）を除く。）、同項第八号に掲げる者又は同項第九号に掲げる者	から第九号までに掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定める者
第十二条第三項	次に掲げる者	次に掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定める者
第二十一条の二第七項	各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）	連合会の理事長
第二十五条の四	国、行政執行法人	連合会

第四十五条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

法第百二十六条第一項に規定する連合会の役員及び連合会に使用される者であつて、職員に準ずるものとして政令で定めるものは、法第二条第一項第一号並びにこの政令第二条第一項及び第二項の規定に準じて法第百二十六条第一項の規定により設けられた共済組合の運営規則で定める者とする。

附則第三十四条の二の三の見出し中「取扱い等」を「取扱い」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項の表第二十一条の二第七項の項の前に次のように加える。

第十二条第二項	から第九号までに掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定める者
に掲げる者（常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しない日又は休暇をとることとされた日を含む。）を除く。）、同項第八号に掲げる者又は同項第九号に掲げる者	
第十二条第三項	次に掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定める者